平成２４年（フ）第３５０号
北海道紋別市大山町３丁目1593番地の４
債務者　村山　淑子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６１号
愛知県一宮市祐久字屋敷裏109番地
債務者　野呂　豊昭
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　一磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６２６号
札幌市西区琴似１条６丁目２番20―105号
債務者　横山　隆司
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６９１号
札幌市豊平区平岸３条11丁目３番17―２号　オーロラ平岸202号
債務者　今西　理恵（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２８号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘４丁目８番地４
債務者　田井　順二
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０１号
札幌市北区新川２条９丁目７番３号
債務者　三浦　幸子（旧姓舩越）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９２５号
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目10番17―305号
債務者　古山あおい
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９６５号
札幌市中央区南26条西13丁目１番45―210号
債務者　寺田　早苗
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２００５号
札幌市東区北41条東15丁目２番７―301号　榎並方、住民票上の住所札幌市中央区北３条西13丁目３番地１　土屋ファースト・ルネス植物園1003号
債務者　片山　勝利
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０６５号
札幌市南区川沿８条２丁目２番16号　大洋マンション１号Ｂ
債務者　藪谷　昭次
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０６６号
札幌市南区川沿８条２丁目２番16号　大洋マンション１号Ｂ
債務者　藪谷　信枝
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８０号
北海道江別市野幌若葉町61番地の11　カレッジハウス若葉Ｎｏ３―106号
債務者　武田　忠義
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１５号
札幌市中央区南６条西13丁目２番22―205号
債務者　七戸亜沙美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０号
岩手県久慈市宇部町第15地割89番地４
債務者　鈴木　琴美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第１９５号
群馬県高崎市上中居町570番地３　カーサグランデ2203号
債務者　木村　哲也
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２３４号
千葉県四街道市大日1797番地　市営緑ヶ丘第２住宅406号
債務者　三村　徳子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４１６号
神奈川県中郡二宮町二宮952番地の１　レオパレス二宮第２―203号
債務者　松島利江子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部